

参考

最高裁人任二A第001315号

(人い-02)

平成24年6月29日

(改正 平成27年人任二第1260号)

(改正 平成29年人総第276号)

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 安浪亮介

採用候補者名簿からの採用手続等について（通達）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則（平成27年最高裁判所規則第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する採用試験（以下「試験」という。）の結果に基づいて作成された採用候補者名簿（以下「名簿」という。）からの採用手続等について、下記のとおり定めましたから、裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和27年最高裁判所規則第1号）において準用する人事院規則8—12（職員の任免）によるほか、これによってください。

記

第1 定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 AX名簿 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）の結果に基づいて作成された名簿をいう。
- 2 AY名簿 裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）の結果に基づいて作成された名簿をいう。

- 3 BX名簿 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の結果に基づいて作成された名簿をいう。
- 4 BY名簿 裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）の結果に基づいて作成された名簿をいう。
- 5 C名簿 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の結果に基づいて作成された名簿をいう。
- 6 D名簿 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）の結果に基づいて作成された名簿をいう。
- 7 E名簿 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、社会人区分）の結果に基づいて作成された名簿をいう。
- 8 総合職試験名簿 AX名簿、AY名簿、BX名簿及びBY名簿の総称をいう。
- 9 一般職試験名簿 C名簿、D名簿及びE名簿の総称をいう。

第2 採用手続

1 採用候補者の推薦

- (1) 各庁は、規則第2条第2項第1号に規定する裁判所事務官及び同項第3号に規定する家庭裁判所調査官補を採用する場合には、総合職試験名簿に記載された者のうち、人事局長が推薦した採用候補者の中から行う。ただし、AX名簿又はAY名簿から採用する場合には、当該採用候補者が学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の修士課程若しくは同法に基づく専門職大学院の課程を修了した者又は最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者（以下「院卒者等」と総称する。）に該当するときに限り採用することができる。
- (2) 各庁は、規則第2条第2項第2号に規定する裁判所事務官を採用する場合には、高等裁判所事務局長（以下「高裁事務局長」という。）に対し、採用候補者の推薦を別紙様式第1の書面により上申し、上申を受けた高裁事務局長が管理する一般職試験名簿に記載された者のうち、当該高裁事務局長が推

薦した採用候補者の中から行う。

採用候補者の推薦は、採用候補者の成績順位及び欠員補充の緊急度等を総合的に検討し、かつ、高裁事務局長に採用候補者の推薦を上申した庁（以下「上申庁」という。）相互間の欠員補充についての均衡を考慮して行うものとする。

(3) 採用候補者の推薦は、推薦する採用候補者に係る次に掲げる書類（以下「推薦関係書類」という。）を送付して行う。

ア 推薦名簿（別紙様式第2）

イ 第1次試験受験票

ウ 勤務希望地等調査票

エ 面接カード

オ 試験関係書類ホルダー

2 推薦された採用候補者の選択

(1) 各庁は、推薦された採用候補者について、推薦関係書類に基づき速やかに採用の適否を判定する。

(2) 各庁は、(1)の定めによる判定の結果採用を「適」とした採用候補者に対し、速やかに採用諾否の意向を別紙様式第3の書面により照会する。ただし、採用候補者が既に採用承諾の意向を示している場合には、各庁は、当該採用候補者に対し、適宜の方法により別紙様式第3中の別紙第1の書面の提出を求めるることをもってこれに代えることができる。

(3) 各庁において、(2)の定めによる照会等の結果採用されることを承諾した採用候補者に対し、更に面接を必要と認め、かつ、面接のために要する旅費が当該採用候補者にとって大きな経済的負担とならない場合には、各庁は、面接を行った上、最終的な採用の適否を判定することができる。

3 採用内定及びその通知

各庁は、2の(2)の定めによる照会等の結果採用候補者が採用されることを承

諾した場合には、採用内定を行い、別紙様式第4の書面により本人に採用内定の通知をする。ただし、2の(3)の定めによる面接を行った場合には、最終的な採用の適否を判定した上で採用内定を行い、当該通知をするものとする。

4 採用を「不適」と判定した場合の報告等

(1) 各庁は、推薦を受けた採用候補者について、次のいずれかに該当する場合には、適宜の方法により速やかにその旨を、総合職試験名簿に記載された採用候補者については人事局長に、一般職試験名簿に記載された採用候補者については高裁事務局長に報告する。

ア 2の(1)の定めによる判定の結果採用を「不適」とした場合

イ 2の(1)の定めによる判定の結果採用を「適」とした採用候補者が同(2)の定めによる照会に対して採用を辞退した場合

(2) 各庁は、採用されることを承諾した採用候補者について、2の(3)の定めによる判定の結果、採用を「不適」とした場合には、その旨を本人に通知するとともに、(1)に準じて報告する。

5 採用内定の取消し等

(1) 各庁は、3の定めによる通知を受けた採用候補者（以下「採用内定者」という。）が採用を辞退した場合には、当該採用内定者の採用内定を取り消し、その旨を本人に通知するとともに、4の(1)に準じて報告する。

(2) 高裁事務局長は、人事院規則8—12（職員の任免）第12条第3項の規定による通知をしたときは、その旨を、第2の1の(2)の定めによる推薦を行った庁に適宜の方法により通知する。

各庁は、採用内定者について、当該通知を受けた場合には、当該採用内定者の採用内定を取り消し、その旨を本人に通知する。

(3) 各庁は、採用内定者（AX名簿又はAY名簿に記載された者に限る。）が採用予定日までに院卒者等に該当しないことが明らかとなった場合には、当該採用内定者の採用内定を取り消し、その旨を本人に通知するとともに、適

宜の方法により速やかに人事局長に報告する。

6 推薦関係書類等の送付

各庁は、推薦を受けた採用候補者について採用する見込みがない場合には、速やかに推薦関係書類（推薦名簿を除く。）を、総合職試験名簿に記載された採用候補者については人事局長に、一般職試験名簿に記載された採用候補者については高裁事務局長に送付するとともに、2の(1)又は(3)の定めによる判定の結果採用を「不適」とした場合には判定理由書を、採用候補者が採用を辞退した場合には採用辞退書を併せて送付する。

7 身上調査

(1) 学歴調査

ア 各庁は、初任給決定、人事記録作成等のために、高等学校以上の学歴の全てについて、採用内定後速やかに、採用内定者に校名並びに採用内定者についての学部科名及び在学期間等の初任給決定及び人事記録作成のために必要な事項が記載された学歴証明書を各教育機関から取得させた上、提出させる方法により調査する。ただし、採用内定者が現に在学中である場合には、卒業見込み又は修了見込みである旨の証明書を提出させた上、卒業後に卒業した旨の証明書又は卒業証書の写しを、修了後に修了した旨の証明書又は修了証書の写しを提出させることができる。

イ 最終学歴が中学校である場合には、中学校の学歴をアに準じて調査する。

(2) 経歴調査

各庁は、初任給決定及び人事記録作成のために、職歴の全てについて、採用内定後速やかに、採用内定者に勤務先の名称及び組織構成並びに採用内定者についての勤務形態、職名、職務内容及び従事期間等の初任給決定及び人事記録作成のために必要な事項が記載された勤務証明書を各勤務先から取得させた上、提出させる方法により調査する。ただし、採用内定者が現に勤務中で調査することが適当でない場合には、採用後に行うことができる。

8 採用発令

名簿からの採用の発令は、当該名簿が効力を生じた日以後における最初の4月1日付けで行う。ただし、各庁の欠員状況、本人の希望その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

9 欠格事由調査

各庁は、裁判所職員としての欠格事由の存否を確認するため、採用後速やかに、次の(1)及び(2)のとおり調査する。

- (1) 本人から戸籍謄本又は本籍が記載された住民票の写しを提出させた上、別紙様式第5の照会回答書を本人の本籍地にある市役所、区役所、町役場又は村役場に送付して、禁治産又は準禁治産の宣告を受けた者でないこと及び禁錮以上の刑に処せられたことがないことを調査する。
- (2) 本人から後見登記等ファイルに記載されている事項を証明した書面を提出させ、成年被後見人又は被保佐人でないことを調査する。

第3 名簿に記載された部内職員の任命等

- 1 現に常勤の官職に任命されている裁判官以外の裁判所職員である者（臨時的任用職員及び任期付採用職員を除く。以下「部内職員」という。）が総合職試験名簿に記載された場合の任命手続等については、第2（3、5、7及び9を除く。）の定めを準用する。
- 2 部内職員が一般職試験名簿に記載された場合の任命手続等については、次に定める手続によるほか、第2（3、5、7及び9を除く。）の定めを準用する。
 - (1) 高裁事務局長は、部内職員が一般職試験名簿に記載された場合には、その旨を当該部内職員が所属する裁判所（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員については、その所在地を管轄する地方裁判所をいう。以下「所属庁」という。）に通知する。
 - (2) 第2の1の定めにかかわらず、所属庁は、高裁事務局長が当該部内職員の成績順位等を考慮し相当と認めた場合には、当該部内職員について、高裁事

務局長から所属庁に推薦されたものとして、所属庁において、同2に定める選択を経て、その任命を切り替えることができる。

(3) (2)の定めにより選択を行う場合、所属庁は、高裁事務局長に対し、当該部内職員の推薦関係書類（推薦名簿を除く。）の送付を依頼する。

3 第2の2の定めにより選択された部内職員（AY名簿又はBY名簿に記載された者を除く。）が現に行政職俸給表(一)が準用される裁判所事務官（法廷警備員である裁判所事務官を含む。）に任命されている場合には、当該部内職員が記載されている名簿が効力を生じた日以後における最初の4月1日付で、当該名簿からの任命に切り替える。この場合において、当該部内職員が法廷警備員である裁判所事務官であるときは、任命切替え前に法廷警備員の補職を解除する。

4 3の定めにより任命を切り替える場合の発令形式は、次の例による。

（例）

平成〇〇年度〇〇採用候補者名簿からの任命に切り替える

第4 他の高裁事務局長が管理する一般職試験名簿からの採用

1 高裁事務局長は、管内の裁判所からの採用候補者の推薦の上申に対し、その管理する一般職試験名簿に記載された者から採用候補者を推薦することができないとき（採用候補者の住居地及び希望任地等の関係で推薦することを不適当と認める場合を含む。）は、人事局長に対し、上申庁が他の高裁事務局長の管理する一般職試験名簿に記載された者から規則第2条第2項第2号に規定する裁判所事務官を採用することができるようあっせんすることを求めることがある。

2 人事局長のあっせんを受けた高裁事務局長は、上申庁に対し、上申庁を管轄する高等裁判所を経由して、その管理する一般職試験名簿に記載された者から採用候補者を推薦するものとし、上申庁は、推薦を受けた採用候補者から規則第2条第2項第2号に規定する裁判所事務官を採用することができる。

3 2のあっせんの結果、人事局長から指示を受けた高裁事務局長は、上申庁に對し、上申庁を管轄する高等裁判所を経由して、その管理する一般職試験名簿から採用候補者を推薦する。この場合において、推薦関係書類を上申庁に送付するに当たっては、上申庁を管轄する高等裁判所を経由するものとする。

4 上申庁は、第2（1を除く。）に定めるところにより、3の定めにより推薦を受けた採用候補者の採用手続等を行う。

5 3の場合において上申庁が行う報告等は、上申庁を管轄する高等裁判所を経由して、3の高裁事務局長に対して行うものとする。

第5 採用等結果報告

1 各庁は、総合職試験名簿から、採用候補者の採用又は部内職員の任命等を行った場合には、適宜の方法によりその旨を人事局長に報告する。

2 各庁は、一般職試験名簿から、採用候補者の採用又は部内職員の任命等を行った場合には、適宜の方法によりその旨を高裁事務局長に報告する。

第6 その他

名簿からの採用手続等について、この通達の定めにより難い特別の事情がある場合には、あらかじめ人事局長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

付 記

1 実施

この通達は、平成24年6月29日から実施する。

2 通達の廃止

平成3年9月4日付け最高裁人任A第12号人事局長通達「裁判所事務官Ⅰ種採用候補者名簿、同Ⅱ種採用候補者名簿及び同Ⅲ種採用候補者名簿からの採用手続等について」は、平成24年6月29日限り、廃止する。

3 経過措置

裁判所事務官Ⅰ種採用候補者名簿、同Ⅱ種採用候補者名簿及び同Ⅲ種採用候補者名簿からの採用手続等については、なお従前の例による。

付 記（平成27年8月13日付け最高裁人任二第1260号）

1 実施

この通達は、平成27年8月18日から実施する。

2 経過措置

平成26年度に実施した裁判所職員採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿からの採用手続等については、なお従前の例による。

付 記（平成29年3月6日付け最高裁人総第276号）

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

(別紙第1)

平成 年 月 日

(任命権者) 殿

住所

氏名 印

採用承諾書

推薦のあった〇〇裁判所に平成〇年〇月〇日付けで採用されることを承諾します。

(注) 推薦のあった裁判所に採用されることを承諾する場合には、この書面に所要事項を記入し、署名押印の上、当裁判所宛送付してください。

(別紙第2)

平成 年 月 日

(任命権者) 殿

住所

氏名 印

採用辞退書

次の理由により、推薦のあった〇〇裁判所に採用されることを辞退します。

- 1 推薦された裁判所以外の裁判所への採用を希望するため
- 2 どの裁判所への採用も希望しないため

(具体的理由) ア 国家公務員に採用される予定
イ 地方公務員に採用される予定
ウ 民間企業等に就職する予定
エ 進学予定
オ その他 ()

- 3 その他

(理由)

(注) 推薦のあった裁判所に採用されることを辞退する場合には、この書面の該当する箇所に○を付し、その他所要事項を記入し、署名押印の上、当裁判所宛送付してください。

また、「どの裁判所への採用も希望しないため」に○を付した場合には、あなたが記載されている採用候補者名簿から削除されることになります。

(別紙様式第1)

平成 年 月 日

高等裁判所事務局長 殿

地方

裁判所長 印

家庭

裁判所事務官採用候補者の推薦について（上申）

下記により欠員を補充したいので、〇〇名簿の中から採用候補者を推薦してください。

記

- | | |
|-----------|--------|
| 1 官職 | 裁判所事務官 |
| 2 採用予定人員 | 人 |
| 3 採用予定期 | |
| 4 採用予定期日 | |
| 5 その他参考事項 | |

(別紙様式第2)

平成 年 月 日

殿

印

平成〇〇年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、
〇〇区分）採用候補者推薦名簿

採用予定庁	採用候補者			備考
	受験番号	氏名		

(別紙様式第3)

文書番号

平成 年 月 日

(採用候補者) 殿

裁判所事務局長 印

裁判所職員への採用について（照会）

あなたは、平成〇〇年度裁判所職員採用〇〇職試験（裁判所事務官、〇〇区分）に合格していますが、この度、同試験の結果作成された採用候補者名簿から〇〇裁判所勤務の裁判所事務官採用候補者として推薦されました。

については、この採用についてのあなたの意向を伺いたいので、この書面を受け取った後7日以内に、別紙第1又は別紙第2により承諾するか、辞退するかを回答してください。

なお、承諾の回答をした場合には、改めて採用内定の通知をします。

また、推薦された裁判所以外の裁判所への採用を希望して採用を辞退した場合は、次順位以降の人が推薦されることになり、あなたには、新たに欠員が生じるまで待っていただることになります。

（問い合わせ先） 〇〇裁判所事務局〇〇課（担当者〇〇課長補佐）

電話〇〇局〇〇〇〇番（内線〇〇番）

（備考）

- 1 家庭裁判所調査官補の採用の場合は、「裁判所事務官」を「家庭裁判所調査官補」と訂正の上、照会する。
- 2 各庁において、記第2の2の(3)の定めにより採用候補者に対して面接を行う場合には、照会文のなお書き中「承諾の回答をした場合には、改めて採用内定の通知をします。」とある部分を「承諾の回答をした場合には、当庁において面接を行います。」と訂正の上、照会する。

(別紙様式第4)

文 書 番 号

平成 年 月 日

(採用候補者) 殿

裁判所事務局長 印

採 用 内 定 通 知

あなたは、〇〇裁判所勤務の裁判所事務官として採用されることに内定しました。
採用発令は、平成〇〇年〇月〇日付けで行う予定です。

(備考) 家庭裁判所調査官補の採用の場合は、「裁判所事務官」を「家庭裁判所調査官補」と訂正の上、通知する。

(別紙様式第5)

秘

照会回答書

文書番号
平成 年 月 日

般

次の者は、裁判所職員として採用した者ですが、採用手続上、裁判所職員としての欠格事由の有無を確認する必要があるため、お手数ですが、次の事項について御記入の上、御返送くださるようお願いいたします。

なお、秘密は、固く守りますから、正確に御記入ください。

[□の付いた項目については、該当する□にレを付けてください。
当庁で記入した事項が事実と相違しているときは、赤インクで訂正してください。]

(参考)

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第38条及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条により、次の者は、裁判所職員になることができません。

1 成年被後見人、被保佐人又は心神耗弱を原因とする以外の準禁治産者

(禁治産者及び心神耗弱を原因とする準禁治産者は、成年被後見人及び被保佐人とみなされますので、同様に欠格事由となります。)

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(旧姓) 1 氏名		<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
2 本籍		
3 現住所		
4 欠格事由の有無 (1) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたことが <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない (2) 禁錮以上の刑に処せられたことが <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
以上のとおり回答する。		
平成 年 月 日 市区町村長		印

※ 1~3は当庁であらかじめ記入しておく事項